

山口県報

平成30年
10月16日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）



山口県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名 住 所 指 定 年 月 日

野田 義博 山口市青葉台八番一五号 平成三〇、七、一

施 術 者

平成三十年十月十六日印刷

発行人所

山口県知事